

安城文化協会活動支援事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、安城文化協会（以下「協会」という）の会員が行う文化活動への協会からの活動支援について定めます。

(対象)

第2条 対象となる活動は、協会の会員が協会の後援等の承認を受け、団体の場合は当該団体名で、個人会員の場合は当該個人名（雅号も可とする）で、対外的に実施する展示会・発表会・出版（電子を含む）その他これに類する営利を目的としない活動（以下単に「活動」という）とします。

(支援内容)

第3条 活動に対して、協会は以下の金額を支援します。

(1) 団体（所属する一部の会員が実施する場合を含む）が行う活動 活動に参加する会員数にかかわらず、当該団体に所属する会員数に500円を乗じた金額、ただし上限は1万円とします。

(2) 個人会員が行う活動 500円

2 前項の支援は、同一会員について同一年度に1回を限度とします。

(手続き)

第4条 会員が支援を受けようとするときは、事前に協会に申請をします。

2 申請を受けた協会は、内容を審査し、適切であると認められるときは、許可をします。

3 申請者は活動開始後に活動内容を写真・動画・成果物等により協会に報告し、協会は内容を確認したうえで、前条の支援金を支払います。

(雑則)

第5条 その他、不測の事項が生じた場合は、会長と協議のうえ決定します。

附 則

この要領は、承認の日（令和7年4月17日）から実施し、令和7年4月1日以降の活動を対象とします。